

公益信託仲谷鈴代記念栄養改善活動振興基金
栄養改善に関する普及啓蒙活動助成部門
平成 30 年度 募集要項

1. 趣旨

本公益信託は、故仲谷鈴代様の遺言に基づき設定されたものであり、栄養改善に携わる個人又は団体の活動を助成することにより我が国の栄養改善指導に寄与し、もって国民の健康維持・増進に資することを目的とする。

2. 助成対象

- (1)栄養改善に関する普及・啓蒙活動を行う個人又は団体
- (2)単なる実践的活動に止まらず、学術的根拠の裏付けを得たものであること

3. 助成金額・件数

1 件 100 万円以内、5 件程度
(ただし「栄養改善に関する研究助成部門」と合わせて総額 500 万円以内)

4. 助成対象活動期間

平成 30 年 4 月より原則 1 年以内

5. 助成金の使途

助成金は、活動に直接必要な設営・運営費、備品費、広報費、消耗品費、通信費・旅費交通費、印刷費等に使用することができます。

団体の維持及び通常の運営に要する費用(事務所賃料・スタッフ人件費等)には、使用できません。

なお、所属機関の委任経理を利用する場合、間接費の使用及び使用者の変更は認めませんので、ご注意ください。

6. 応募方法

所定の申請書に必要事項を記入し、下記連絡先宛提出して下さい。(応募書類は返却しません。)

尚、申請書用紙は三井住友信託銀行のホームページ(下記参照)からもダウンロードできます。

申請書は必ずA4サイズで出力してください。

*添付資料 申請者が団体又は個人の場合、以下の書類を添付してください。

- (1)団体の概要(定款・規約等)、個人の場合は略歴・活動実績を示すもの
- (2)直近の事業報告書・収支決算書

7. 募集期間

平成 30 年 4 月 2 日～平成 30 年 5 月 31 日(当日消印有効)

8. 審査方法及び通知

当公益信託の運営委員会で審査を行い、平成 30 年 7 月下旬頃までに申請者宛に採否及び助成金額の結果を通知します。

9. 助成金の交付

平成 30 年 8 月頃に助成金受給者の指定する銀行口座に助成金を振り込みます。

10. 報告書の提出

活動報告書は、所定の様式に基づき助成対象活動期間終了次第速やかに、当基金事務局まで提出するものとする。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行個人資産受託業務部公益信託グループ
仲谷鈴代記念栄養改善活動振興基金 申請口
TEL 03-5232-8910(受付:平日9時～17時) FAX 03-5232-8919
申請書掲載 URL <http://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/public/example/list.html>

(※) 公益信託とは
個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。

公益信託仲谷鈴代記念栄養改善活動振興基金

設 定 趣 意 書

故仲谷鈴代氏は大阪府八尾市立病院等の栄養士として勤務する傍ら大学の非常勤講師や集団給食研究会理事等を歴任されるなど、栄養改善の普及啓蒙に努められました。

それらの活動により故仲谷鈴代氏は、顕著な功績を認められ、優良栄養士として大阪府知事表彰、日本栄養改善学会(現特定非営利活動法人日本栄養改善学会)「学会賞」、社団法人日本栄養士会(現公益社団法人日本栄養士会)「会長表彰」等数々の表彰を受けられました。

故仲谷鈴代氏は、永年管理栄養士として栄養改善活動等に関わってこられたことから、今後その活動及び研究がより一層充実・発展し国民の健康維持・改善に資することを願い公益信託を設定することとし、その旨の遺言公正証書を去る平成7年5月9日に作成されました。

栄養士としての活動を限りなく愛する気持ちは生涯変わることなく、同氏は平成24年6月10日に90歳で安らかに永眠されました。

故仲谷鈴代氏の遺言書において遺言執行者として指定を受けた当三井住友信託銀行株式会社は、この崇高な故人の遺志を具現化するため、誠意をもって遺言を執行、ここに故人の遺産を以って公益信託仲谷鈴代記念栄養改善活動振興基金を設定することにいたしました。

平成27年 3月27日

故仲谷鈴代氏遺言執行者

三井住友信託銀行株式会社